

平成 29 年度 可動式突入防止装置導入促進助成事業実施要領

平成 29 年 4 月 1 日
一般社団法人徳島県トラック協会

1. 予算額
平成 29 年度 100 万円
2. 助成対象機器等
道路運送車両の保安基準及び保安基準の細目告示の基準に適合する可動式突入防止装置とする。
3. 助成額
装置購入費用の 1/2 上限 10 万円／1 台
4. 助成台数
助成台数は、1 事業者 2 台までとする。
5. 実施期間等
申請受付期間は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 5 日までとする。
期間中に購入、取付、支払等が全て完了し助成金申請書が提出できること。
※受付期間内であっても当年度の予算額に達した時点で受付を終了することとする。
6. 交付要綱
「可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱」のとおり

可動式突入防止装置導入促進助成金交付要綱

平成24年 4月 1日制定
一般社団法人徳島県トラック協会

(目的)

第1条 ダンプ車両の不正改造車両（リアバンパ未装着車、国土交通省基準を満たさないリアバンパ装着車等）を排除し、安全性及び作業効率の向上に資するため、可動式リアバンパを装着する会員事業者（以下「事業者」という。）に対し装着費用の一部を助成する。

(定義)

第2条 「可動式突入防止装置」（以下「装置」という。）とは、道路運送車両の保安基準（第18条の2）及び保安基準の細目告示（第180条）の基準に適合するもの（突入防止装置の寸法取付位置など）。

(助成対象)

第3条 第2条の定義に準ずる装置（自動式・手動式は問わない。）を会員事業者保有のダンプ車両（営業車）に取り付ける事業者とする。

(助成金額)

第4条 装置を装着した場合の助成額は次のとおりとする。
1台あたり、装置装着費用の1/2上限10万円（1事業者につき2基まで）とする。
（千円未満は切り捨てる。）但し、徳ト協が定める予算の範囲内の助成とする。

(装置の装着)

第5条 助成の対象となる装置は、毎年実施要領で定める期間中に装着し、支払いを完了しなければならない。

(助成金の申請及び申請締切日)

第6条 事業者は、装置の装着が完了したときは、「可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請書」（様式1）により、毎年実施要領で定める期日までに徳ト協へ提出しなければならない。

(助成金の交付)

第7条 徳ト協は、前条の「可動式突入防止装置導入促進助成金交付申請書」（様式1）の提出があったときは、速やかにその報告書を審査し、その報告に係る事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、事業者に対して、助成金を交付する。

(財産の処分の制限)

第8条 申請者は、交付対象となった装置が1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、徳ト協が別にこれを定める。

(附則)

第1条 本要綱は、平成24年4月1日より施行する。

改正 第5条、第6条、第7条 平成27年6月26日

改正 第3条、第5条 平成28年3月16日

改正 第6条 平成29年3月24日